

平成31年度 納期限のお知らせ(普通徴収)

問い合わせ 市民税務課 ☎2127

平成31年度の納期限は、次のとおりです。納め忘れのないよう気を付けましょう。

月	税目	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	市県民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月		1期 5月 7日(火)					
5月			全期 5月31日(金)				
6月				1期 7月 1日(月)			
7月		2期 7月31日(水)			1期 7月31日(水)	1期 7月31日(水)	1期 7月31日(水)
8月				2期 9月 2日(月)	2期 9月 2日(月)	2期 9月 2日(月)	2期 9月 2日(月)
9月					3期 9月30日(月)	3期 9月30日(月)	3期 9月30日(月)
10月				3期 10月31日(木)	4期 10月31日(木)	4期 10月31日(木)	4期 10月31日(木)
11月					5期 12月 2日(月)	5期 12月 2日(月)	5期 12月 2日(月)
12月		3期 12月25日(水)			6期 12月25日(水)	6期 12月25日(水)	6期 12月25日(水)
平成32年 1月				4期 1月31日(金)	7期 1月31日(金)	7期 1月31日(金)	7期 1月31日(金)
2月		4期 3月 2日(月)			8期 3月 2日(月)	8期 3月 2日(月)	8期 3月 2日(月)

- 納付書は、まとめて送付します。大切に保管し、各納期限までに納めてください。
- 納付の窓口は次のとおりです。
四国銀行・佐伯中央農業協同組合・広島信用金庫・広島銀行・もみじ銀行・山口銀行・西京銀行・中国労働金庫の本店および各支店、広島県信用漁業協同組合連合会(本店・各支店および各代理店)、中国5県内のゆうちょ銀行および郵便局、市民税務課
- 口座振替が便利です。ゆうちょ銀行を含む上記の金融機関で手続きができます。引き落としを希望する口座の通帳と通帳の届出印をお持ちの上、上記の金融機関で手続きをしてください。
なお、申込用紙は市内の金融機関のみ備え付けています。市外の本店・各支店で手続きを希望する場合には、申込用紙を送付しますのでご連絡ください。
- そのほか詳細は、当年度の納税通知書などをご覧ください。市民税務課にお問い合わせください。

年金からの天引き分(特別徴収分)引き落とし日

特別徴収分の引き落とし日は、次のとおりです。
詳しくは、当年度の納税通知書などをご覧ください。

月	税目	市県民税	国民健康保険料	後期高齢者医療保険料	介護保険料
4月		1期 4月15日(月)	1期 4月15日(月)	1期 4月15日(月)	1期 4月15日(月)
6月		2期 6月14日(金)	2期 6月14日(金)	2期 6月14日(金)	2期 6月14日(金)
8月		3期 8月15日(木)	3期 8月15日(木)	3期 8月15日(木)	3期 8月15日(木)
10月		4期 10月15日(火)	4期 10月15日(火)	4期 10月15日(火)	4期 10月15日(火)
12月		5期 12月13日(金)	5期 12月13日(金)	5期 12月13日(金)	5期 12月13日(金)
平成32年 2月		6期 2月14日(金)	6期 2月14日(金)	6期 2月14日(金)	6期 2月14日(金)

区分	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的
(ア)	本人※1	本人	特に問わない
(イ)	家族※2	本人	本人の通学、通院、通所、生業などのために専ら使用すること
(ウ)	本人	家族	
(エ)	家族	家族	
(オ)	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員		常時介護者

「軽自動車」は自家用車に限り、
※1「本人」とは身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者(以下「身体障害者など」といいます)のことです(障害の級・程度によっては対象とならない場合があります)。
※2「家族」とは本人(身体障害者など)と生計を同じくしている人です。

障害がある方のため使用
する軽自動車で一定の要件を
満たす場合、申請により軽自
動車税を減免しています。
軽自動車には原動機付自
転車(125cc以下)、二輪の小型自
動車を含まず。
対象となります。対象となる軽自動車
表の区分(ア)から(オ)のい
かに該当する場合は、減免の
対象となります。

障害がある方の 軽自動車税の減免制度



問い合わせ 市民税務課 ☎2127



減免申請の手続き
期間 納税通知書が届いて
から5月31日(金)までに市民税
務課へ。
※ 納税通知書の発送は5月
10日(金)ごろの予定です。減免
の対象となる障害の級・程度
や申請に必要な書類など、詳
細は納税通知書に同封の案
内文を確認してください。

**米合衆国軍隊の構成員
などの納付方法**
米合衆国軍隊の構成員や、
その家族の方が所有する軽自
動車(Aナンバーの車両)の税
金は、通常の納付書では納めら
れません。市民税務課で証紙を
購入し、納めてください。
納付は市民税務課でのみ取
り扱います。銀行やその他の金
融機関では取り扱えません。

	縦覧帳簿の縦覧	固定資産課税台帳の閲覧
期 間	4月1日(月)～5月7日(火) (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分	4月1日(月)～随時 (土・日曜日、祝日を除く) 8時30分～17時15分
縦覧・閲覧場所	市民税務課(市役所2階)	
縦覧・閲覧ができる方	○固定資産税の納税者 ○納税者と同居の家族 ○代理人	○固定資産税の納税義務者 ○納税義務者と同居の家族 ○代理人 ○借地、借家人
必要なもの	○本人確認書類(※) ○委任状(代理人が縦覧するとき)	○本人確認書類(※) ○委任状(代理人が閲覧するとき) ○契約書などの書類 (借地、借家人が閲覧するとき)
手数料	無 料	1件につき200円 (縦覧期間中は無料)

※本人確認書類
○1点で済むもの
マイナンバーカード、運転免許証など、公的機関発行の写真付きの身分証明書
○2点必要なもの
健康保険証、介護保険証、年金手帳、学生証、法人発行の写真付きの身分証明書など
◎縦覧帳簿の縦覧方法…手書きによる書き写しは可能ですが、コピーなどはできません。

あなたの資産の確認を
固定資産の縦覧・閲覧
問い合わせ 市民税務課 ☎2127
平成31年度固定資産縦覧帳
簿の縦覧と固定資産課税台帳
の閲覧期間や場所などは、表の
とおりです。
**納税通知書は
4月上旬発送**
固定資産税・都市計画税の納
税通知書は、4月上旬に発送す
る予定です(第1期納期限は
5月7日(火)です)。
課税明細書は、翌年の確定申
告で不動産所得や営業所得な
どの必要経費の算定資料とし
て使用できます。
※ 資産が多い場合は、別紙と
なることがあります。
課税明細書は、翌年の確定申
告で不動産所得や営業所得な
どの必要経費の算定資料とし
て使用できます。